

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用
変更許可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年9月1日(金) 9時30分～9時45分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名
臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課 マネージャー
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	おはようございます原子力規制庁の本田でございます。それでは原子力機構原子力科学研究所の核燃料物質変更許可申請書に関する面談を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
0:00:21	規制庁の本田です。今申し上げました原子力科学研究所のですね、核燃料物質変更許可申請につきましては、
0:00:32	に補正を2度ほど出していただいております、最終的にその原子力規制庁内です、
0:00:41	並びにその処分に向けた手続きを進めているところではございますが、そのを進めている中でですね、ある指摘を受けてございます。ちょっとそれをご紹介させていただきます。
0:00:55	今回の変更においては、変更内容分なんですけれどもプルトニウム研究1棟という使用施設をですね、
0:01:06	核燃料物質の使用を終了して、施設を廃止しますと、全体にしますと、それで
0:01:16	廃止する、廃止するというに伴いまして、原子力科学研究所のですね配置図があるんですけれどもその中から、プルトニウム研究1等を、の記載を削除することについてなんですけれども、プルトニウム研究1等のすべての施設の廃止にかかる
0:01:36	作業というのはですね、その施設の中にある設備規程の解体撤去等を経まして、最終的にはその鑑定取り止め研究1棟の管理区域を解除するということまでの申請内容になっておりますけれども、その管理、管理区域解除に至るまでにはその4年ほどかかる。
0:01:56	というようなご説明がありますけれども、このことからするとですね、この今回の変更許可申請において、その配置図からプルトニウム研究1等の記載を削除することがですね。
0:02:10	今言った4年かかるってということの関係から、廃止措置の作業中であってもその管理区域が戦前するにもかわらずですね。
0:02:20	その配置図から消えてしまうということになりましてですね、それはすなわち今後のそのプルトニウム研究1等に対する監視するという観点の関わりにおいてはですね。
0:02:35	許可の上で何らかの記載があることが必要ではないか、ないのではないかと、ということが指摘されてございます。一方で、こういった形で配置図から洗剤が消えてしまうということになってしまうと、その廃止措置の作業を行っている作業中
0:02:55	ですが、万が一なんですけれども事故故障等が発生したときには、その許可の上では何も残っていないという、そういう施設で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:05	事故、故障が起こったということになってしまっ説明といたしますかですね施設の存在のことがちょっと非常にあやふやというか、クリアにならない状況になってしまうという状況も、
0:03:18	それは発生してしまう恐れがあると、いうことでございます。
0:03:25	これに対してですね私たちとしてはまずはその配置図から、配置図から削除するという内容から取り上げると、いうこと。
0:03:38	かなというふうに思っておるんですけれども原子力機構さんとしては、このことに対して、どういった、何か対処方法、方針といたしますか、そういうのがありましたらちょっとご説明いただけませんかでしょうか。
0:03:53	はい。
0:03:55	原子力機構保安管理部の。
0:04:02	非常に
0:04:05	プルトニウム研究員等を廃止の進め方で、配置図からプルトニウム研究等に出せるという、同変更を今回の申請でしてましたが、
0:04:18	先ほどの死守の通りですね、
0:04:25	荒戸根井研究員当間です。
0:04:28	課長と、あとは、配置図から研究員等を削除してしまうと、うちの機器停止の関係については変更申請から、プルトニウム研究 1 棟 45。
0:04:41	千野。
0:04:43	安全に、なくなってしまうことによってですね、配置図のところからプルトニウムの 1 頭を削除するという変更は、
0:04:57	その分として、プルトニウム研究員等を半日に、
0:05:03	対するという、補正せや汚泥申請をしていきたいと考えております。
0:05:12	あと 1 点ですね、プルトニウム研究員等が廃止の措置を進めていく施設であるところをしっかりとですねこちら、原子力科学研究所の核燃料使用変更許可庁、坂野ちゃん、ちゃんと 9、
0:05:30	打たせて欲しいというところで、
0:05:36	通電と言ってます。聞く。
0:05:39	原子力科学研究所は核燃料物 1 金庫許可書ですね、本部の技術を報告し、4、
0:05:51	課長の部分ですね、プルトニウム研究員等については、核燃料物質のし、
0:05:59	ようは石田氏、伴、
0:06:02	使用を廃止した施設であり、施設の廃止に向けた措置であるところを、しっかりと本文にもちょっと、
0:06:12	サービス部、補正を進めていこうかと考えております。
0:06:19	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:24	施設の本業ありがとうございましたちょっとすいません繰り返しで確認ですけどまずあの、
0:06:29	今回の変更の内容においてその配置図からプルトニウム研究 1 棟を削除するっていうのは本文の別途、
0:06:39	ごめんなさい共通編の配置図もありますが他の港と他の施設の、
0:06:44	1 度も、708 枚ぐらいあると思うんですけども、そこからそこから削除するっていうのは、すべて取り上げるっていうことで理解でいいですか。
0:06:54	はい。
0:06:55	原子力機構のシイナ水、おっしゃる通り
0:07:02	神戸の他にも、施設、先ほど昆が設計を踏まえた敷地、名前してるから 80%あるんだけど、
0:07:11	こちらも
0:07:14	同じ、配置図が書かれておりますので、そちらの施設に関わる場所も、プルトニウム研究員との最後んと起こすという、補正を実施したいと考えておる。
0:07:29	おります。以上です。はい。規制庁の方ですありがとうございました。
0:07:35	保母さんもう 1 点加えていただいたその共通券本文の 4 ポツ、使用の場所。
0:07:42	あるんですけど、のところにそのプルトニウム研究 1 棟は、核燃料物質の使用を廃止した施設でございます。
0:07:52	けどもその廃止に向けた、
0:07:54	措置をやっている施設ですってことがわかる記載にするという。
0:08:00	主旨でいいですか。
0:08:02	はい、原子力機構の資料は、おっしゃる通り、こちら
0:08:09	本部の石井。
0:08:11	業務部画像に、府棧橋の本部計画から言われた、敗訴程度、各昨年使用を廃止し、施設があり、施設の廃止に向けた措置中で
0:08:24	である旨を、こちらの方に、
0:08:28	そうしてと変わります。以上です。
0:08:35	規制庁の本田さんありがとうございました。
0:08:39	ちょっと感覚的なことになってしまうかもしれませんが配置図から配置図に、その古い等の記載が残るっていうだけではちょっとこう、
0:08:49	今後のね、関わり、
0:08:51	そしてその許可上としては、
0:08:54	防火上においてのその記載としては弱いかなっていうところもあるし、後で、かつその本文の共通編 4 ポツの本文使用の場所のところに、
0:09:05	プルトニウム研究員との立場をこうはっきり記載していただく。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:10	記載するという方針。
0:09:12	理解いたしました。
0:09:18	今その下、原価計算の中の説明の中でも補正をいたしますというようなもう発言もありましたので、それはなんすかね。減少機構さんの中の
0:09:32	もう必要な手続きを経て、補正されると思いますので引き続き手続きの方よろしくお願ひしたいと思います。
0:09:51	規制庁の方です。衛藤。
0:09:55	今回の原子力科学研究所の変更許可申請、
0:09:59	ついてちょっと繰り返しですけど大黒 1 棟に係る記載については補正申請で明確にさせていただけると、いうことで承りました。検討。
0:10:11	原子力規制庁から特に、ほかには発言ございませんけれども原子力機構から 3 か何か発言ございますか。
0:10:20	原子力機構、大内です。よろしいでしょうか。はいどうぞ。はい。
0:10:26	今元算の方から送信であったり、今後の進め方補正の内容について説明させていただきましたが、本件ご指摘いただいた内容ですけれども、ここにも好意同様の申請をさせていただいて、
0:10:44	いる案件がここにあったかと思うんですけれども、実際には、こういったコメントを長谷本文中に記載する等のコメント等はございませんでしたが、はい。
0:10:57	どういったものが今回のような対応 2 が必要になってくるのかという線引きのようなものがあればご教示いただきたいんですけど。はい。
0:11:07	一つ、まず一つしかないんですけど今回そのプルトニウム研究ITっていうその最後まで、
0:11:15	管理区域解除までいくというのが一番大きなポイントです。
0:11:22	他の場合ですと例えば、施設設備を徐々に解体撤去していくってなるとその本施設編本文には何らかの、
0:11:32	形で、森井バスから、
0:11:35	許可上でのその立場っていうのは、
0:11:40	わかるとわかり得る。ただ今回の狂い等についてはもう前作状になってしまうので、
0:11:47	本文施設編本文、添付書類も前削除されますし、
0:11:54	あと配置図からも削除されるということになると本当に跡形もなくなってしまいうっていう形になって、
0:12:01	その申請書遡ればね、いいんでしょうけどもそれはさかのぼる。
0:12:08	ということではなくてその間本版にした時に、プロフィットの価格っていうのはどういう位置付けなのかっていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:15	わかるようにしないといけないんじゃないかっていう趣旨でございます。それと、もうちょっと踏み込むとその本当に将来的な話なんですけどサイト解放ということも念頭に置いた場合には、
0:12:28	ちゃんと何ていうか主事、必要な手当をし、人が必要だっていうことも、指摘としてあったということでございます。以上です。
0:12:43	全社機構内です。
0:12:46	今、声、ご説明いただいた管理会長までが本申請にあるものであるから
0:12:56	対象であるということかと思うんですけども、もう今回古井等に関しましては期間も長いかな。
0:13:06	開始に至るまでに期間が長いというところもあろうかと思うんですけどその期間と、仮に期間が短いものであっても、こういった記載が必要ということでしょうか。
0:13:19	はい。規制庁の本田さんの期間はですね正直言います何名、何年だからいいとか何年以上だから駄目っていうのははっきり、正直言ってございませんけれども、ございません。なので、
0:13:33	例えば、極端なことを言ってみるとひと月で終わりますとかね、二つで終われますってのはちょっとご相談事項かなと思いますけれどもここ数年かかるっていう場合には常識的に考えると、
0:13:46	もう数年間、作業が行われてるっていう実態が、現場に行くときと生じますとですね、現場にい生じてるのにこう、
0:13:56	後、許可の上でどうなってるんだっていうのは明確でないってのはちょっと具合悪いかないかなというところでございます。
0:14:05	検証機構内です。はい。ご説明ありがとうございました。長期間にわたるような時には、こういった対応をすると、あとは短い場合にはその都度ご相談させていただいて、対応させていただくということで理解いたしました。
0:14:20	あともう1点よろしいでしょうか。
0:14:23	どうぞ。はい。今回補正させていただいて、記載をさせていただきますけれども、実際に作業が完了して、
0:14:38	申請者の記載を、を外すというような、申請をするタイミングなんですけれども。
0:14:46	許可から外す。この文言だけを外す申請単独での申請ではなく、他の案件と含めた形で申請ということでよろしいでしょうか。
0:14:59	副所長の方ですより現実的な話なんですけどそこは、
0:15:07	確か本文記載の変更なので、
0:15:12	非常に変更の内容としてはこう、
0:15:16	なんちゅうか、加来角栄といいますかね格上の変更になるんで貴禄でのっていうこともありえますけど非常にそれだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	お互いに、何かこう効率悪いって言い方変ですけども、うまくやっていないような気もするんでそこは
0:15:36	非常にこの場でこうしてくださってことはちょっとなかなか言いにくいので、やっぱりその時期が来たらばですねだから管理区域解除の作業が、
0:15:48	終わりそうなタイミングにひと月ふた月後には何か終わりそうだっていうめどが立ったらご相談いただければなというところが今日のところのか、答えとっております。以上です。
0:16:02	原子力機構内です。ご説明ありがとうございました。
0:16:06	元算の方から何かありますでしょうか。
0:16:15	経営検証機構の志水です。
0:16:18	今の
0:16:20	許可書から、規制削除する件で、管理区域解除の見通しが立った時点でというお話があったところなんですが、
0:16:29	そうしますとこの教科書に載っていることが、管理区域解除の何ていうんすかね。を行う上での制限になり得るのかというところを確認させていただきたいんですが。
0:16:43	私どもとしては管理区域解除という行為自体は、淡々と行いまして、その上で、その管理区域解除が行われたことをもって変更許可申請を行う。
0:16:56	という
0:16:58	記載を削除するという変更申請を行うということを考えてたんですが、
0:17:05	先ほどの事前に相談をするということは、その管理区域解除にあたっての許可をから削除するというのが一つの要件になってしまうことがありますのでちょっとその確認。
0:17:20	先生、所長の本田佐野。
0:17:24	今回の変更申請においてはその管理区域解除までこういうやり方で解除しますっていうことを、申請されて私達もありました。
0:17:34	冒頭なので、ちょっとちょっと私の趣旨としては相談してくださいっていうような何ていうかな。だから、
0:17:44	タイミングとしては多分管理区域解除された後に、
0:17:48	手続きするのが正しいと思っておりますんで、
0:17:54	要は、言われたのはその個々の単独で出すのか或いはそれの他の変更内容にまぜるのかっていうふうな聞かれた方をしたかなと思ったのでちょっとご相談が必要じゃないかっていう意味で、
0:18:06	申しあげましたようです。
0:18:09	よくわかりました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	ちょっと本来その他ございますか。
0:18:26	もしよろしいですか。
0:18:28	はい、わかりました。それではですね原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請書に係る面談をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。